国民健康保険の届け出を忘れていませんか？

会社の保険などに加入している人を除いて、75歳未満の人は国保に加入しなければなりません。
※マイナンバーカードの保険証利用をされている方も国保の加入・喪失の手続きは必要です。

こんなとき	届け出に必要なもの	国保の資格
他の健康保険をやめて**国保に加入する**とき	●他の健康保険の資格が失われたことを証明できるもの（資格喪失連絡票等）	退職した翌日から
他の健康保険に加入したため**国保をやめる**とき	●国保の資格確認書 ●新しい資格確認書または資格情報のお知らせ	資格を取得した日まで

国保の届け出は、事実が発生してから14日以内に手続きをしてください。

加入の届け出が遅れると・・・

国保税は届け出をした日からでなく、資格を取得した日まで遡って計算されます。
例えば・・・会社を退職した日が3月31日で、届け出をした日が11月1日の場合でも資格取得日は4月1日からとなります**（転入時に国保の手続きをしていない場合も同じです）**。



どの医療保険にも加入されていない方

医療保険は、全ての方が必ず加入しなければなりません。会社の保険と違い、国保の加入には手続きが必要です。会社の医療保険を脱退された方は早急に手続きをしてください。

国保税の納付はお済みですか

国保は、いつ病気やけがをしても安心して医療機関にかかれるよう、みんなでお金を出し合い、お互いに助け合うことを目的とした制度です。
国保税を納めていない人がいると、国保の健全な運営に支障をきたします。
納付されていない人は、早めに納付をお願いします。また、納付が困難なときは相談してください。

国保税を滞納していると

国保税を滞納している世帯には、特別療養費の支給対象になる場合があります。
- 特別療養費の対象になると、病院などで診療を受けたとき、医療費をいったん全額支払っていただきます。
 その後、保険給付分については手続きをしていただくことによって還付されますが、場合によっては給付の一時差し止めや、滞納額を差し引くこともあります。
- 不動産、給与、預貯金額があるのに、納付の義務を果たさない場合は、差し押さえを行います。

特別な事情があるときは申し出を

災害などの特別な事情により保険税の納付ができない場合は、必ず申し出をしてください。

問い合わせ　住民生活課　保険窓口班

大豊町簡易水道利用料基本料金の減免（物価高騰支援対策）について



大豊町簡易水道をご利用の皆さまを対象に水道料金の減免を実施します。
大豊町では、物価高騰の影響を受けている住民の生活を支援するため、重点支援地方交付金を活用し、簡易水道を利用されている契約者に対して11月分と12月分の水道基本料金（12月と1月の請求分）を減免いたします。
なお、基本水量（10㎥）を超過した際の超過料金分については減免されませんのでご注意ください。
※今回の減免については、申し込み手続きは必要ありません。

大豊町飲料水供給施設等運営支援補助金（物価高騰支援対策）について

大豊町では、物価高騰支援対策の一環として簡易給水組合および地域自主給水組合などを対象に、大豊町飲料水供給施設等運営支援補助金を支給します。
※支給額は、組合などが加盟世帯から徴収する基本料金額の２カ月分に相当する金額となります。

組合等が補助金を受けるための条件は以下のとおりです。
- 加盟世帯が5戸以上
- 運営規約などが策定されていること
- 加盟世帯から水道料金を徴収していること
- 補助金受給後は、それぞれの加入世帯の水道料金の基本料金の２カ月分に相当する額を減免することを誓約すること

※補助の受給を希望される組合などは、代表者の方が申請を行う必要があります。

問い合わせ　住民生活課　環境水道班

「令和８年度大豊町未来へつなぐ修学等応援金」のお知らせ

未来へつなぐ修学等応援金下半期（10月～翌年3月）分の支給について、必要な手続きは下記のとおりです。

令和8年度上半期（4月～9月）分の支給を受けた方	下半期（10月～翌年3月）分の支給についてのお知らせを郵送します。
令和8年度当初に申請書を提出していない方	高校、高等専門学校、専門学校、大学、短大などに在籍されている方で、令和８年４月以降に申請書を提出していない方は、申請書の提出が必要です。教育委員会にご連絡ください。

問い合わせ・提出先　教育委員会